

半田市学校給食費事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、半田市学校給食費事務取扱規則（昭和49年半田市教育委員会規則第10号）その他財務に関する諸規程の定めるところにより、学校給食費の事務取り扱いについて必要な事項を定める。

(給食費の額)

第2条 給食費は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 小学校 日額 330円
- (2) 中学校 日額 380円
- (3) 職員 小学校職員は小学生と同額とし、中学校職員は中学生と同額とする。

(給食実施等)

第3条 小・中学校（以下「学校」という。）は、学校給食実施簿を整備しなければならない。

(準要保護家庭の児童生徒への給食費の補助)

第4条 市費補助金については、翌月5日までに市に請求するものとする。

(学校の事務)

第5条 学校は、毎年度の始めに給食申込書・給食人員確認票（第1号様式）を学校給食センター所長に提出するものとする。

2 学校は、給食を受ける日の人員を常に把握し、給食人員に異動が生じる時又は生じた時は、学校徴収金管理システムへの入力により直ちに学校給食センター所長に届け出るものとする。

3 学校は、翌月の行事予定を、学校徴収金管理システムへの入力により毎月8日までに学校給食センター所長に届け出るものとする。

4 愛知県立半田高等学校附属中学校は、月末計算により、当該月の給食費通知書（第2号様式）を翌月5日までに学校給食センター所長に提出するものとし、それに基づき半田市長の発行する納入通知書の金額を半田市指定金融機関等へ納入するものとする。

5 学校は、給食費納入状況を明らかにしておくものとする。

(学校給食センターの給食費計算事務)

第6条 学校給食センターは、学校徴収金管理システムにより、児童生徒及び職員の給食数を把握するものとする。ただし、愛知県立半田高等学校附属中学校については、学校からの報告により生徒及び職員等の給食数を把握するものとする。

2 学校給食センターは、児童生徒及び職員の当該月の給食数に日額を乗じて

得た金額を、翌月9日に口座振替等により徴収するものとする。ただし、愛知県立半田高等学校附属中学校については、前条第4号の規定により徴収するものとする。

3 学校給食センターは、給食費の納入状況を明らかにしておくものとする。
(業者の登録)

第7条 給食費会計にかかる物資を納入しようとする業者(学校給食用パン委託加工工場並びに牛乳業者を除く。)は、業者登録票(第3号様式)を提出するものとする。

(物資の購入契約)

第8条 学校給食にかかる物資の購入にあたっては、前条の登録業者から毎月、又は随時に学校給食用物資見積書(第4号様式)を提出させ、半田市学校給食物資単価契約書(第5号様式)を交換して行うものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

給食申込書・給食人員確認票

	年度						学校名 学校				給食主任者		
	1組	2組	3組	4組	5組	6組	7組	8組	9組	10組	学年別合計		
1年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
4年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
5年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
6年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
支援	1年					6年	担任						
	①												
	②												
	③												
職員室	合 計												

※ () には、該当クラスで給食を食べる職員の数を内数で記入してください。

第2号様式

年 月 日

給 食 費 通 知 書

半田市学校給食センター所長 殿

学校長

年 月学校給食費につき下記のとおり通知します。

区 分		給 食 人 員	給 食 数	金 額
児 童 生 徒	(A)児童・生徒計 (①+②+③)	名	食	円
	①準要保護	名	食	円
	②要保護	名	食	円
	③その他 (学校請求分)	名	食	円
(B)教 職 員 等		名	食	円
合 計(A)+(B)		名	食	円
学校請求合計 ③+(B)			食	円

(8日まで)

注) 給食人員は、その月に給食費を請求した人数を記入のこと。

業 者 登 録 票

登録番号		有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
名 称				
所 在 地				
代表者氏名				
連 絡 先	電 話	— —	F A X	— —
担当者職氏名	職		氏 名	
希 望 納 入 品 目				
取引金融機関				
主な取引先				
物資入手経路				
変 更 事 項	変 更 年 月 日	変 更 内 容		
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

半田市学校給食センター

受付印	年度	年度	年度

半田市学校給食物資単価契約書

物資の売買について、半田市（以下「発注者」という。）と

（以下「受注者」という。）とは、次の条項により物資売買単価契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 契約物資	別紙内訳書のとおり
(2) 契約期間	月契約 年 月 日 ~ 年 月 日
	学期契約 年 月 日 ~ 年 月 日
	年契約 年 月 日 ~ 年 月 日
(3) 納入場所	半田市学校給食センター
(4) 契約保証金	半田市財務規則第177条第6号により免除

（納 入）

第2条 受注者は、第1条第2号の契約期間中、発注者の発注あるごとに、その都度指定する期日に現品を納入するものとする。この場合、受注者は、直ちに納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。

2 受注者は、学校給食の重要性を鑑み、食品の取り扱いについて、衛生的かつ新鮮、良質な物資を吟味して、発注者に納入するものとする。

（検 収）

第3条 発注者は、前条の通知を受けたときは、受注者の立ち会いのもとに検収を行う。

2 検収の結果、不良品があるときは、受注者は、当該物資を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 検収に合格したときは、発注者は、現品を受領するものとする。

4 受注者は、天災その他やむを得ない理由により納入期限内に物資を納入することができないときは、発注者と協議する。

5 前項の申し出は、納入期限内にしなければならない。

（危険負担）

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物資の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

（代金支払）

第5条 受注者は、毎月末日に当月納入した分をとりまとめ、発注者の確認を得てその代金を発注者に請求するものとし、発注者は受注者からの支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 発注者の責に帰する事由により前項の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づいて、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（履行遅滞）

第6条 受注者の責に帰する事由により納入期日までに物資を納入しない場合は、半田市財務規則（以下「規則」という。）第182条により受注者は、発注者に対して違約金を納付しなければならない。

(解 除)

第7条 発注者は、受注者が規則第187条に該当するときは、契約を解除することができる。

2 受注者が正当な理由なく契約の不履行のときは、規則第183条により発注者は損害賠償金を徴収するものとする。

(談合等不正行為に係る損害賠償額の予定)

第8条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、契約の解除の如何にかかわらず、発注者に対し損害賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行い、同法第8条の2第3項の規定により排除措置を命じられ、又は同法第8条の3の規定により課徴金の納付を命じられた場合を含む。以下「独占禁止法違反行為」という。)があったとして同法第49条第7項の規定による排除措置命令の確定並びに第65条又は第67条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反行為があったとして課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が独占禁止法、刑法第96条の3又は同法第198条の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び物資納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、規則の定めるところによるほか、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

所在地
発注者 (名称及び代表者名)
氏 名

所在地
受注者 (名称及び代表者名)
氏 名